

第4編 火山災害対策編

第1章 火山災害対策計画

第1節 基本方針

本村の西北部に那須火山地帯に属する安達太良山があり、明治32年、明治32～明治33年に噴火があった。火山現象による災害が発生し、又は、災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災対策について定めるものとする。

第1 火山の現況及び基本方針

那須火山帯に位置する安達太良山、吾妻山、磐梯山等は、近世の歴史にみられるように火山活動によって多くの被害をもたらしている。

全国には111（令和2年10月時点）の活火山があり、このうち、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえて「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって50火山が選定されている（平成26年11月選定）。気象庁は、これらの火山について噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために常時観測体制を整備し、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。福島県の火山では、安達太良山、吾妻山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台火山監視・情報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。

本村もここに、火山活動から住民の生命、身体及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め防災体制の確立を期するものとする。

名称	所在市町村
吾妻山	福島市、猪苗代町、北塩原村
安達太良山	大玉村 、福島市、郡山市、二本松市、本宮市、猪苗代町
磐梯山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、湯川村
那須岳	白河市、西郷村、下郷町
沼沢	三島町、金山町
燧ヶ岳	檜枝岐村

第2 火山災害警戒地域

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」）に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。

福島県の警戒地域は以下の表のとおりであり、本章における市町村とは次の13市町村をいう。

名称	所在県	所在市町村
吾妻山	福島県、(山形県)	福島市、猪苗代町、(米沢市)
安達太良山	福島県	大玉村 、福島市、郡山市、二本松市、本宮市、猪苗代町
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村
那須岳	福島県、(栃木県)	下郷町、西郷村、(那須塩原市、那須町)

なお、警戒地域に指定された県・市町村は想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

第2節 災害予防対策

火山による災害を最小限にとどめるため、火山防災に関する体制の整備及び防災知識の普及等について、その実施を図るものとする。

第1 福島県の火山防災協議会

福島県、山形県、栃木県及び関係市町村は、安達太良山、吾妻山、磐梯山及び那須岳において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、安達太良山火山防災協議会、吾妻山火山防災協議会、磐梯山火山防災協議会及び那須岳火山防災協議会を共同で設置している。本村は、安達太良山火山防災協議会に含まれる。

協議会は主に以下の事項について協議を行うこととする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (6) 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
- (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
- (9) その他必要と認められる事項

また、村の所属する安達太良山火山防災協議会の構成機関及び主な動きについては下表のとおり。

名称	安達太良山火山防災協議会（平成28年2月17日設置） ※福島県火山防災対策連絡会議（平成12年4月1日設置） ※安達太良山・吾妻山・磐梯山火山防災協議会（平成26年11月7日設置） ※活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第4条の規定に基づく組織改正（平成28年2月17日）
構成機関(◎は事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ■都道府県 福島県◎ ■市町村 大玉村、福島市、郡山市、二本松市、本宮市、猪苗代町 ■气象台 仙台管区气象台、福島地方气象台 ■地方整備局 東北地方整備局 ■自衛隊 陸上自衛隊第44普通科連隊 ■警察 福島県警察本部 ■消防

	福島市消防本部、安達地方広域行政組合消防本部、 郡山地方広域消防組合消防本部、会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ■火山専門家 東北大学、福島大学、宇都宮大学、茨城大学、東京農工大学、磐梯山噴火記念館（館長） ■その他 大玉村観光協会、福島県観光物産交流協会、福島市観光コンベンション協会、 郡山市観光協会、二本松市観光連盟、岳温泉観光協会、塩沢温泉観光協会、本 宮市観光物産協会、猪苗代観光協会、福島県バス協会、国土地理院東北地方測 量部、環境省裏磐梯自然保護官事務所、関東森林管理局福島森林管理署
最近の主な動き	平成 21 年 3 月 31 日 噴火警戒レベルの運用開始 平成 28 年 3 月 火山ハザードマップの作成 平成 30 年 5 月 29 日 避難計画（火口周辺地域）の策定 平成 31 年 3 月 13 日 噴火警戒レベル見直し及び避難計画改定の検討 令和元年 7 月 9 日 避難計画、噴火警戒レベル見直しの承認 令和元年 9 月 25 日 噴火警戒レベルの改定

1 避難計画等の策定

村は、安達太良山火山防災連絡会議が作成した、安達太良山火山ハザードマップをもとに、平成28年3月に、防災上必要な情報を付加した安達太良山火山防災マップを作成し、村内各世帯に配布している。

これらを踏まえながら、村は、安達太良山火山防災連絡会議等における共同検討などを通じて、警戒地域ごとに、次の事項について、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定するものとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難勧告等避難のための措置について村長が行う通報及び警告に関する事項
- (3) 避難場所及び避難経路に関する事項
- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
- (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

2 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

村は、火山地域の住民、登山者、観光客等に対し、火山災害の危険性について周知・啓発を行うとともに、作成した安達太良山火山防災マップ等による情報提供を効果的に行う。また、当該区域における安達太良山火山防災マップ及び警戒避難対策等を村地域防災計画に明示し、その内容を当該区域の住民等に周知するものとする。

村は、登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行う。また、福島県観光物産交流協会、村観光協会及びその他の関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付等その

所掌業務に基づき、周知・啓発を行うほか、村から周知・啓発について応援要請があった場合はこれに協力するものとする。

村は、異常現象を発見した場合の通報義務について住民、登山者、観光客等に啓発を図るとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入を規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。

3 登山届等の提出の周知・啓発

村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

4 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

村は、防災関係機関、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、安達太良山火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練を実施するものとする。

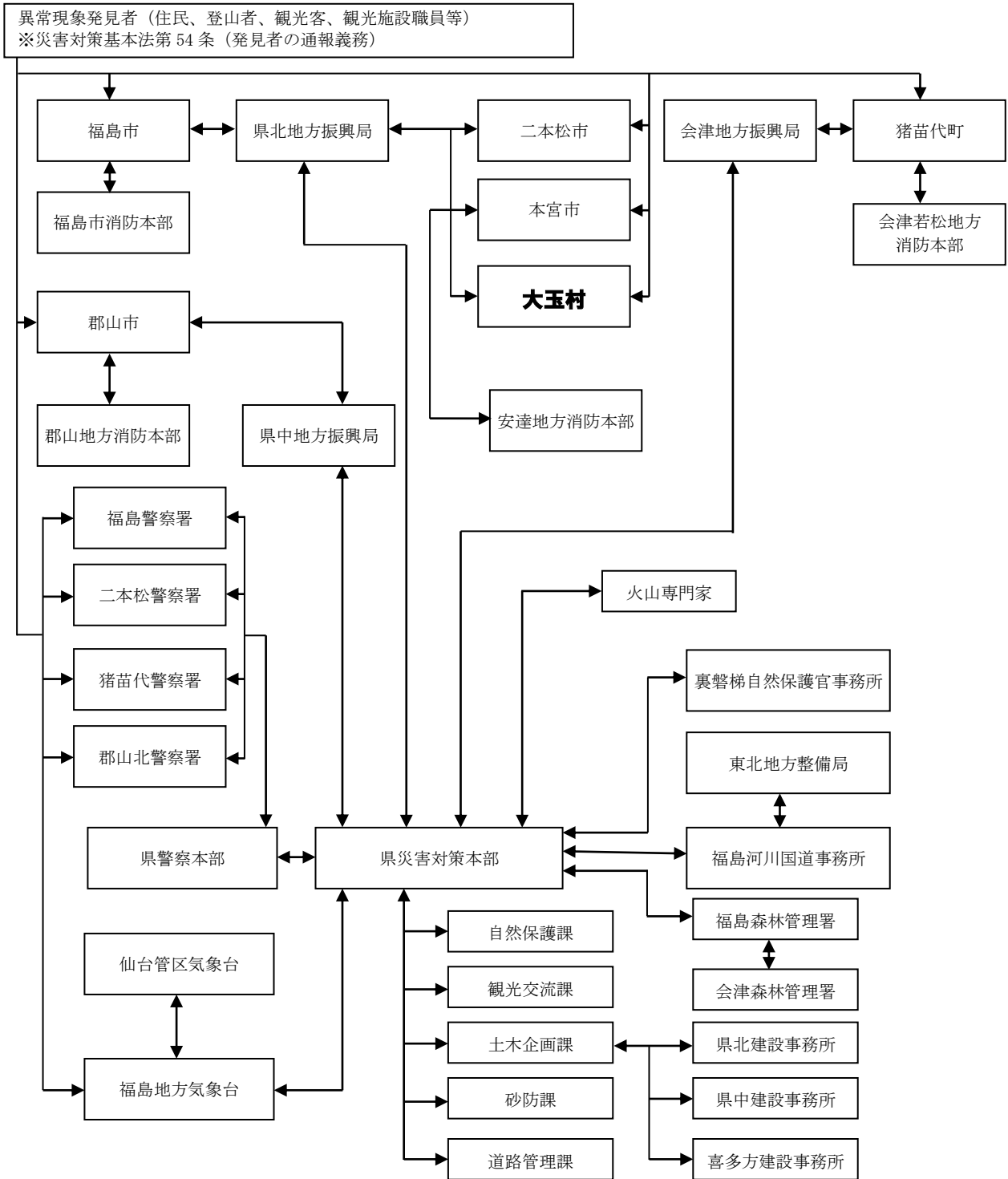
また、村及び安達太良山火山防災連絡会議は、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者などが噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

5 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）

本章第2節第1の1（6）で村地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告するものとする。

村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

安達太良山情報連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報共有するものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

第2 火山噴火緊急減災対策砂防計画

村及び防災関係機関は、村地域防災計画、各防災業務計画書等に定めるところにより、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう連携体制を整えるものとする。

さらに、火山の専門家は、円滑な災害対応ができるよう、分析判断などの点で連携協力するものとする。

第3 防災体制の整備

1 警戒区域の設定

気象庁が発表する噴火警報等（噴火警報レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民等への周知に努めるものとする。

2 災害対策本部又は現地本部の設置

災害対策実施上必要と認めるときは、災害対策本部又は現地本部を設置して、災害対策に万全を期すものとする。

3 噴火警報等の伝達

関係機関及び住民等に対して、県から通報される噴火警報等の周知徹底を図るものとする。

4 避難勧告等の伝達及び監視

火山現象により村長が発する避難の勧告又は指示を住民、登山者及び観光客に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

特に噴火レベルを導入した火山はレベルに応じた立ち入り規制区域の設定や住民避難計画を作成するものとする。

また、伝達にあっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第4 防災事業等の推進

村は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ県に準じて、次の事業等を推進する。また、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。

1 避難施設（退避舎、待避壕、退避広報施設等）の整備

2 防災営農施設の整備

3 降灰除去事業

4 治山治水事業

5 砂防事業

6 河川の水質汚濁防止措置

7 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

8 福島地方気象台、県等との連絡調整

第3節 災害応急対策

火山による災害を最小限にとどめるため、火山防災に関する体制の整備及び防災知識の普及等について、その実施を図るものとする。

第1 噴火警報等の発表及び伝達

1 噴火警報等の種類とレベル

活火山である安達太良山、吾妻山、磐梯山、燧ヶ岳、沼沢及び那須岳に係る噴火警報等の種類は、以下のとおりである。

(1) 噴火警報

噴火警報は、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

噴火予報は、仙台管区气象台及び気象庁地震火山部が噴火警報の解除を行う場合等に発表する。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を踏まえて5段階に区分して発表する指標である。安達太良山の噴火警戒レベルは下表のとおり。

なお、登山者・入山者等への対応については噴火警戒レベル表に示されるとおりであり、村は噴火警報レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

安達太良山の噴火警戒レベル表 [令和元年9月25日改定]

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・ 入山者等への対応	想定される現象等
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備が必要。	・火口から概ね2.5km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 明治33年7月17日：沼ノ平火口内で水蒸気噴火
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・火口から概ね1 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 明治32年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 平成8年9月：白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出し直径100mに飛散。 平成12年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(4) 降灰予報

次の3種類の降灰予報を気象庁地震火山部が発表する。

ア 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。
- ・噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報(速報)

- ・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。
- ・降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報(定時)が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

- ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。
- ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。
- ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。
- ・降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業開始	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良	航空機の運航不可※1

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
					の原因となるお それがある	

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による設定

(5) 火山ガス予報

火山ガス予報は、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に気象庁地震火山部及び仙台管区气象台から発表される。

注) 該当する火山は、現在はなし。

発表基準：居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合

発表時期：原則として定時

(6) その他の情報等

噴火警報・予報及び降灰予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報として、気象庁地震火山部及び仙台管区气象台は、次の情報等を発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項をとりまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。
- ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。

ウ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

エ 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、原則毎月上旬に発表する。

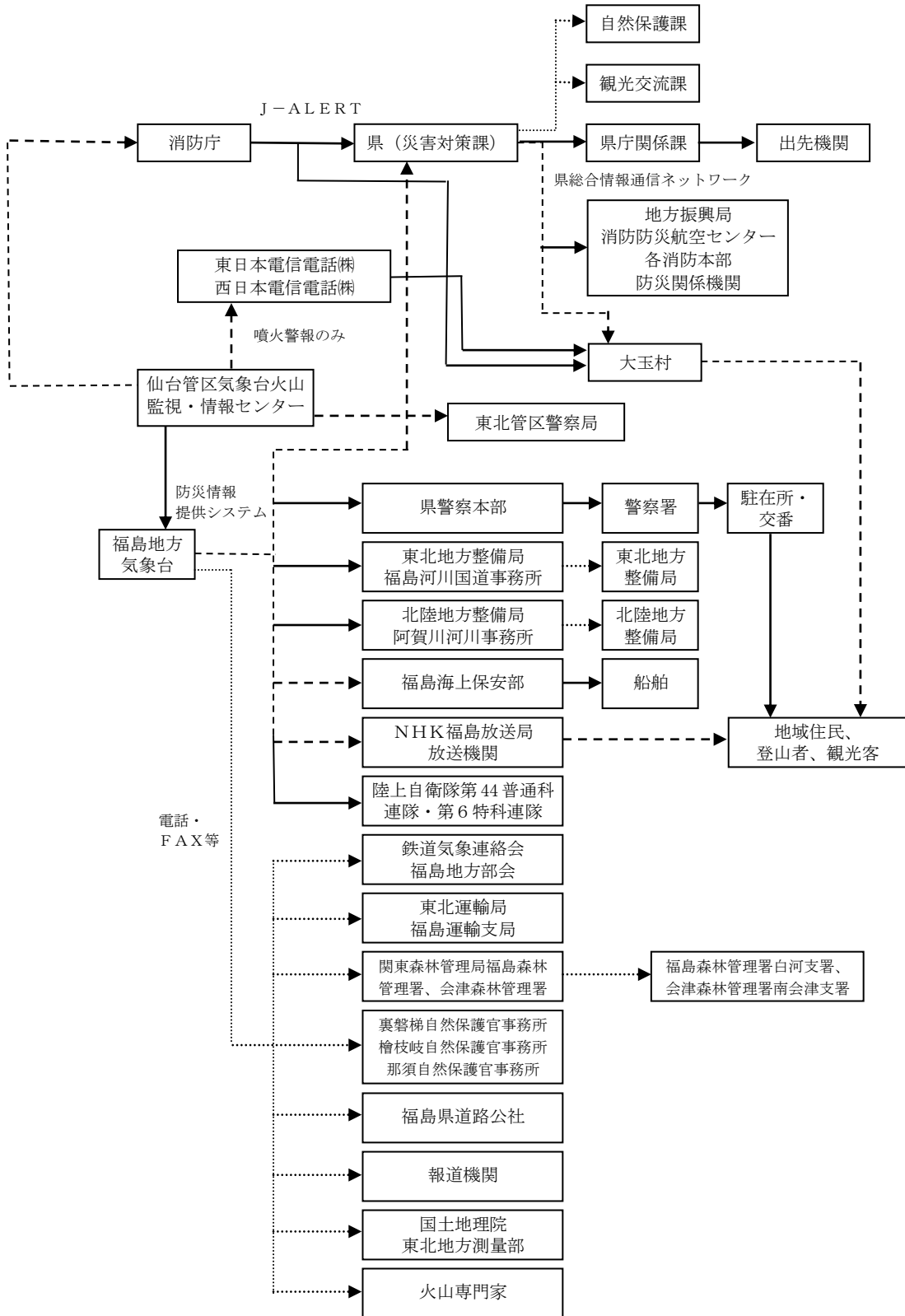
オ 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

2 噴火警報等の伝達系統

噴火警報等は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

噴火警報等の伝達系統図



※破線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

第2 災害応急措置

1 災害情報の収集及び伝達

火山災害に関する情報は応急対策を実施するうえで不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。したがって、村は、県、隣接市町、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効的に配備することによって情報の収集及び伝達に努めるものとする。

収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救助者の確認
- ウ 住民等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

2 監視

村長は、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため特に必要と認めるときは、状況に即応した監視を行うものとする。

3 避難

噴火レベルと連動した防災対応をとるとともに、関係機関に対応を依頼する。

(1) 避難勧告等

ア 避難準備

村は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、必要に応じて居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。また、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。

イ 避難勧告、指示

村は、噴火警戒レベル2又はレベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され、火口周辺又は居住地域の近くまで災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、事前に警戒範囲内の登山者及び観光客に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。

噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。

また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）を受けたときは、緊急である旨を付して避難を勧告又は指示するものとする。

これらの勧告、指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては十分配慮するものとする。

なお、避難を勧告、又は指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、村地域防災計画に定める避難勧告等の伝達体制により住民等に伝達するものとする。

ウ 二次避難等

村は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

この場合、村は、県、福島地方気象台、県警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。

(2) 避難誘導

村は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの安達太良山火山防災連絡会議における検討結果などに基づき、仙台管区気象台又は気象庁地震火山部が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

(3) 警戒区域の設定

隣接市町は、住民等の生命、身体に対する危険を防止するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立ち入り制限や禁止を行うものとする。

(4) 登山規制地点

登山規制については、安達太良山火山防災会議の関係市町村が行う。交通規制については、関係防災機関等へ依頼する。

(5) 登山規制時の対応

登山規制を行った場合には、危険予想区域内に地域住民、観光客、登山者等が立ち入らない等の誘導を実施するとともに、取り残されている者がいない等の安全確認を行うものとする。

(6) 住民等への広報

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）、警戒区域の設定等を行ったときは、地域住民、観光客、登山者等に対し、広報車や防災行政無線、有線放送、サイレン等により迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。

(7) 交通路の確保と閉鎖

避難道路及び被害者の救出救急のための交通路の確保を図るとともに、緊急火山情報を受けたときは、関係機関と連絡をとり、火山地域内の道路の一時閉鎖及び通行中の車両等の安全確保のための措置を図るものとする。

避難場所・避難経路

避難対象地区	名称	所在地	収容人数(人)	連絡先	主な避難経路
大玉1区	小姓内集会所	玉井字中道127-1	30	—	中道-名倉線、 中道-茂作線、 中道線 他
	新栄集会場	玉井字吉苗内100	30	—	東町-袋内線、 吉苗内-堂林線 他
大玉2区	農村環境改善センター	玉井字西庵183	142	0243-48-3139	県道大橋五百川 停車場線、 県道石筵本宮線
大玉3区	山口集会所	玉井字山口瀬戸15	20	—	南町-山口線、 山口線、 中森1号線 他
	農村環境改善センター	玉井字西庵183	142	0243-48-3139	県道大橋五百川 停車場線、 県道石筵本宮線
大玉4区	農村環境改善センター	玉井字西庵183	142	0243-48-3139	県道大橋五百川 停車場線、
	大山小学校	玉井字西庵183	142	0243-48-3139	県道石筵本宮線
大玉5区	玉井小学校	玉井字細田28-3	232	0243-48-3302	県道石筵本宮線 竹ノ内-寺久根線
	農村環境改善センター	玉井字西庵183	142	0243-48-3139	県道大橋五百川 停車場線、 県道石筵本宮線
大玉6区	本揃集会所	玉井字本揃157-1	50	—	六角-定場線、 本揃1号線 他
大玉7区					
大玉8区	玉井小学校	玉井字細田28-3	232	0243-48-3302	県道石筵本宮線 竹ノ内-寺久根線
	農村環境改善センター	玉井字西庵183	142	0243-48-3139	県道大橋五百川 停車場線、 県道石筵本宮線
大玉9区	皿久保集会所	玉井字上額沢26-3	40	—	皿久保-前ヶ岳線、 大皿久保-南小屋線
大玉10区					
大玉14区	大山小学校	大山字谷地1	169	0243-68-2929	主要地方道本宮 土湯温泉線、 神原田-馬尽線

避難対象地区	名称	所在地	収容人数(人)	連絡先	主な避難経路
大玉15区					町-宮ノ前線 町尻-当地内線 小泉-神王線
大玉16区					上ノ台-象目田線 谷地-草津川線

4 救出

村長は、災害が長期間にわたる場合は、必要に応じて収容施設を開設し、避難者を収容するものとする。

(1) 救助隊の編成

村長は、消防団等による救助隊を編成するほか、警察署又は災害派遣による自衛隊、その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救出にあたるものとする。

特に山岳救助及び空中救助にあたっては、関係機関と十分協議するものとする。

(2) 二次災害の防止

救助活動にあたっては、火山現象の規模・態様等を十分考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言、支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期するものとする。

5 救助医療

傷病者が発生した場合の応急医療については、火山災害の特殊性を考慮して傷病者の搬送、一時救護所の設置及び救護班の編成等について、村地域防災計画の定めるところにより実施するものとする。

6 交通路の確保

避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保については、「第2編 第2章 第12節 緊急輸送対策」、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」及び「第2編 第2章 第17節被災地の応急対策」によるものとする。

7 警備活動

火山の噴火等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、「第2編 第2章 第13節 災害警備活動及び交通規制措置」によるものとする。

第4節 災害復旧

火山による災害の復旧については、「第2編 第3章 災害復旧計画」(P●●)に準ずるものとする。